

# 目 次

会期日程表 .....	1
第 1 号（10月30日）	
開会、閉会の日時 .....	3
出席議員 .....	3
欠席議員 .....	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に参加した者の職・氏名 .....	3
事務局出席者 .....	3
議事日程 .....	4
追加議事日程 .....	4
開会及び開議の宣告 .....	5
会議録署名議員の指名 .....	5
会期の決定 .....	5
諸般の報告 .....	5
承認第7号の上程、説明、質疑、委員会の付託の省略、討論、採決 .....	5
議案第51号の上程、説明、質疑、委員会付託 .....	6
議案第52号の上程、説明、質疑、委員会付託 .....	8
議案第53号の上程、説明、質疑、委員会付託 .....	9
議案第54号の上程、説明、質疑、委員会付託 .....	10
議案第55号の上程、説明、質疑、委員会付託 .....	11
日程の追加 .....	12
議案第51号～議案第55号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決 .....	13
閉会の宣告 .....	17
署名議員 .....	17

令和2年第7回臨時会会議録  
(会期日程表)

開会 令和2年10月30日  
会期 1日間  
閉会 令和2年10月30日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
10月30日	金	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・議案提案説明 承認第7号質疑、委員会付託省略(即決) 議案第51号～第55号質疑、総務常任委員会付託
		委員会	午前10時30分	議案第51号～第55号質疑、総務常任委員会 (説明～採決)
		本会議	午前11時00分	議案第51号～第55号総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 (閉会)

会期日数 1日間 本会議日数 1日間 委員会日数 1日間



## 令和2年第7回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 令和2年10月30日

### 1. 開会、閉会の日時

開 会 (令和2年10月30日 午前10時00分)

閉 会 (令和2年10月30日 午後0時12分)

### 2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 宮 城 良 治

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 友 寄 景 善

5 番議員 大 山 美佐子

6 番議員 大 城 邦 彦

7 番議員 宮 城 貢

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 安 里 重 和

10 番議員 平 良 嗣 男

### 3. 欠席議員 (0名)

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 教 育 長 米 須 邦 雄

副 村 長 島 袋 幸 俊 教 育 課 長 宮 城 豊

総 務 課 長 知 念 和 史

住 民 福 祉 課 長 佐 久 川 紀 亮

企 画 観 光 課 長 兼  
プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長 福 地 亮

### 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

主 任 前 田 望 総 務 課 主 事 仲 村 亮 人

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4	承認 第7号	専決処分の承認を求めることについて（大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）	提案説明 付託省略
5	議案 第51号	大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	提案説明 質疑～付託
6	議案 第52号	財産の取得について（沖縄観光防災力強化支援事業（観光防災備蓄倉庫等））	提案説明 質疑～付託
7	議案 第53号	財産の取得について（大宜味中学校マイクロバス購入）	提案説明 質疑～付託
8	議案 第54号	財産の取得について（大宜味中学校中型バス購入）	提案説明 質疑～付託
9	議案 第55号	財産の取得について（大宜味小学校端末購入）	提案説明 質疑～付託

7. 追加議事日程（第1号の追加1）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案 第51号	大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
2	議案 第52号	財産の取得について（沖縄観光防災力強化支援事業（観光防災備蓄倉庫等））	委員長報告 質疑～表決
3	議案 第53号	財産の取得について（大宜味中学校マイクロバス購入）	委員長報告 質疑～表決
4	議案 第54号	財産の取得について（大宜味中学校中型バス購入）	委員長報告 質疑～表決
5	議案 第55号	財産の取得について（大宜味小学校端末購入）	委員長報告 質疑～表決

---

### ◎開会及び開議の宣告

- 議長（平良嗣男） 起立、礼。おはようございます。  
ただいまから令和2年第7回大宜味村議会臨時会を開会します。  
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

### ◎会議録署名議員の指名

- 議長（平良嗣男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番 大城邦彦議員及び7番 宮城貢議員を指名します。

---

### ◎会期の決定

- 議長（平良嗣男） 日程第2 会期の決定を議題とします。  
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。  
御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。  
したがって会期は、本日1日間に決定しました。

---

### ◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） 日程第3 諸般の報告を行います。  
本臨時会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。  
これで諸般の報告を終わります。

---

### ◎承認第7号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第4 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。村長。  
(宮城功光村長 登壇)
- 村長（宮城功光） おはようございます。  
承認第7号 専決処分の承認を求めることについて  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和2年10月30日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金について、国が財政支援の適用期

間を9月30日から12月31日へ延長したことに伴い、本村においても傷病手当の支給期間の延長を直ちに講ずる必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とし、10月1日から施行したところでございます。

以上、説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから承認第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第7号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって承認第7号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから承認第7号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって承認第7号は、承認することに決定しました。

---

#### ◎議案第51号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 議案第51号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第51号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和2年10月30日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する場合に、当該作業の危険性等を考慮し、国家公務員の取扱いに準じて特殊勤務手当を支給することとするなど所要の改正を行う必要があるため、この議案を提出する。

内容につきましては、条例第11条の4に規定する特殊勤務手当に新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当を追加し、支給額につきましては日額4,000円を上限としております。

説明資料として、新旧対照表と条例改正に伴う規則の改正を添付してございます。

詳細につきましては、委員会のほうで担当課長から説明させたいと思いますので、よろしく御審議のほどお願いします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第51号について質疑を行います。質疑ありませんか。9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 質疑の前に、新型コロナウイルス感染拡大防止について、地域のために真剣に考えて行動した方がおります。その方が区民に配った文書があります。その文書読み上げます。

喜如嘉区民の皆様。令和2年4月27日。喜如嘉区民の新型コロナ感染拡大防止について、区長の考え。危機管理の鉄則は最悪を考えて準備しておくことが望ましいと言います。今回の新型コロナウイルス感染拡大防止について、感染拡大防止を重点に置き、喜如嘉区民に具体的な行動をお知らせするとともに、御協力をお願いを申し上げます。なお、誰が陽性になってもおかしくない状況です。その方には罪はないので、偏見や差別をなくすことが今後のことを考えた場合、極めて重要なことであると考えます。発熱や食べ物の味がしない。また倦怠感などの症状がありましたら、大宜味診療所に受診してください。行く前に診療所に電話をしてから行かれてください。その際、公共交通手段、バスなどは使わないでください。交通手段がない場合には区長が送迎します。診療所では向かって左側にプレハブがあります。そこでの診察になります。診療所の医師に新型コロナウイルスでないと言われたら特に対応はしなくてよいです。医師から北部病院へ行ってくださいと言われた場合でも、その日のうちに受診できるとは限りません。状況に応じて自宅で様子を見るときがあります。そこで様子を見る期間、お一人住まいの方は自宅で生活し、食事や買い物は区長が行います。また、夜間を含め数時間に一度、体調の確認、安否確認を行います。同居の方がおられる場合には御家族などの意向も聞きながら行いますが、公民館の2階の和室で生活してもらい、食事の運搬、家族と調整をするとともに、夜も含め、数時間に一度区長が安否確認を行います。診療所に受診される場合には土曜日でも構いません。必ず区長に連絡してください。北部病院へ受診が必要なとき、診療所から帰宅時、または北部病院の移動の交通手段の調整を行います。上記の疑いがある場合に、区長は公民館に寝泊まりします。被害を最小限にするために、書記会計は自宅で執務を行います。交通手段はその場での調整になりますが、区長が調整します。救急車か赤十字病院の車両、それも駄目な場合は区長が完全防護して送迎します。そこに区長の電話番号と診療所の電話番号。区長の電話番号には24時間オーケーですと書かれております。それだけこの喜如嘉区長の新型コロナウイルスに対する危機感というものはものすごいものがあります。そこで、矛盾するかも分かりませんが、ちょっと質疑してみたいと思います。

地方公務員、沖縄県職員は新型コロナウイルス感染症に係る防疫等手当を支給されているのか。まず1つ。2つ目、県内で支給されている行政は何件ほどあるのか。3つ目、大宜味村全ての職員に適用するのか。4つ目、現行条例の感染症予防手当では対応できないのか。とりあえずこれだけを聞いて、あとは委員会に持ち越したいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 安里議員の質疑にお答えいたします。

国、県に関しましては、この手当に関してはもう整備済みでございます。県内市町村については、細



かい資料のほうを持ち合わせておりませんので、県の方等を確認したら、どの市町村が条例整備されているのかというのが把握できると思うんですが、今現在は、手元のほうにはございませんのでお答えすることができません。村職員全てに対応するのかということがありますが、条例上は全ての職員対応となりますが、今想定しているものに関しましては、軽症者の滞在、ホテルでの保健師の派遣依頼が県のほうから来ておまして、それに対応するためのものとして、今想定はされておりますが、今後、このコロナのものの状況がどういうふうに変化していくか分かりませんが、全職員に対して、この手当のほうは対象でございます。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 一度で終わろうかと思ったんですが、県のほうは大丈夫だと。大丈夫というか、この手当は条例で決まっていると。私、昨日調べてみたんですけども、なかったんですよ。コロナウイルスに対するものですね、手当等。残業手当が何かまだ未払いとか、そういうことはあったんですけども、これに対しては条例を見たんですけども、なかったものですから、今ちょっと確認したんですけども、もしそれがあつたら、委員会のときでもいいですし、終わってからでもいいですし、何と言うかな、配ってもらえたらと思います。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 議員がどの方法で確認されたかがちょっと分からないものですから、想定されるものに関しては、条例改正のほうが直近であることから、ホームページ等のほうの例規に関しては更新されていない可能性もあると思いますが、委員会までちょっと間に合うか分かりませんが、県のほうから取り寄せて施行日等を入れられたものを入手次第、議員のほうに配付したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第51号は、総務常任委員会に付託します。

---

#### ◎議案第52号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第6 議案第52号 財産の取得について（沖縄観光防災力強化支援事業（観光防災備蓄倉庫等））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第52号 財産の取得について（沖縄観光防災力強化支援事業（観光防災備蓄倉庫等））

次のとおり財産を取得したいので、議会の議決を求める。

- 1 取得する財産 観光防災備蓄倉庫等一式
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 取得金額 金989万5,600円
- 4 契約の相手 住 所 那覇市宇栄原3丁目16番53号  
商 号 鈴繁工業 沖縄営業所

提案理由

本件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第3条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

内容につきましては、担当課長から説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

（福地 亮企画観光課長兼プロジェクト推進室長 登壇）

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） では、補足説明をさせていただきます。

本事業は、平成31年4月に内閣府直轄事業として交付要綱を制定されており、国庫9割補助されるものです。

説明資料は7ページからお願いいたします。沖縄県内において大規模災害が発生した場合に復旧されるまでの間、沖縄県内で足どめされる観光客に対し、防災力強化の取組を行い、安全、安心の確保により沖縄の観光振興に資することを目的とされ、本村においても令和元年度に大保ダムの敷地内、活性化センターの敷地内に整備をさせていただいております。今年度も本事業を活用し、同様の観点から村内に訪れた観光客に対し、安全、安心の確保のため備蓄倉庫等を整備するものです。

12ページをお開きください。整備する内容といたしましては、簡易トイレを4個、組立式トイレを4台、発電機を2台、携帯充電USB10連ポート4台、ステンレス製防災倉庫を1基。設置箇所につきましては、やんばるの森ビジターセンターの敷地内を計画しております。

なお、詳細につきましては、委員会にて説明させていただきます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第52号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第52号は、総務常任委員会に付託します。

---

◎議案第53号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第7 議案第53号 財産の取得について（大宜味中学校マイクロバス購入）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第53号 財産の取得について（大宜味中学校マイクロバス購入）

次のとおり財産を取得したいので、議会の議決を求める。

- 1 取得する財産 大宜味中学校マイクロバス
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 取得金額 金661万450円

4 契約の相手 住 所 名護市伊差川23番地の1  
商 号 沖縄ふそう自動車株式会社 北部営業所  
氏 名 北部営業所所長 比嘉 太司

令和2年10月30日提出  
大宜味村長 宮城功光

#### 提案理由

本件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第3条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

内容につきましては、担当課長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

（宮城 豊教育課長 登壇）

○ 教育課長（宮城 豊） それでは議案第53号の補足説明をさせていただきます。

この財産の取得については、新型コロナウイルス感染拡大防止支援事業を活用しております。今回は、29名乗りのマイクロバスの購入を予定しております。

なお、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条で、予定価格700万円以上と規定されております。今回の案件は、取得金額は700万円を超えておりませんが、予定価格が700万円を超えておりますので、今回の議会への上程をしております。

なお、説明資料として、事業概要等を記載した資料、入札結果報告書、物品購入契約書の写しを添付しております。

なお、詳細については、委員会で説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第53号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第53号は、総務常任委員会に付託します。

---

#### ◎議案第54号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第8 議案第54号 財産の取得について（大宜味中学校中型バス購入）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第54号 財産の取得について（大宜味中学校中型バス購入）

次のとおり財産を取得したいので、議会の議決を求める。

- 1 取得する財産 大宜味中学校中型バス
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 取得金額 金1,340万円
- 4 契約の相手 住 所 豊見城市豊崎3番の88

商号 いすゞ自動車九州株式会社 沖縄支社  
氏名 支社長 伊佐 常義

令和2年10月30日提出  
大宜味村長 宮城功光

提案理由

本件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第3条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

内容につきましては、担当課長から説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

（宮城 豊教育課長 登壇）

○ 教育課長（宮城 豊） それでは議案第54号について補足説明をさせていただきます。

現在使用の中型のバスは、かなり老朽化が進んでおり頻繁に修繕を行っている状況でございます。今回は、へき地児童生徒援助費補助金を活用しての購入になります。購入を予定している中型バスは、現在と同等の45名乗りの中型バスの購入を予定しております。

説明資料として、事業概要等を記載した資料、入札結果報告書、物品購入契約書の写しを添付しております。

なお、詳細については、委員会で説明いたします。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第54号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第54号は、総務常任委員会に付託します。

---

◎議案第55号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第9 議案第55号 財産の取得について（大宜味小学校端末購入）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第55号 財産の取得について（大宜味小学校端末購入）

次のとおり財産を取得したいので、議会の議決を求める。

- 1 取得する財産 大宜味小学校端末
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 取得金額 金746万3,500円
- 4 契約の相手 住 所 那覇市安謝638番地  
商号 株式会社 興洋電子  
氏名 代表取締役 多良間 洋二

令和2年10月30日提出

大宜味村長 宮城功光

#### 提案理由

本件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第3条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

内容につきましては、担当課長から説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

（宮城 豊教育課長 登壇）

○ 教育課長（宮城 豊） それでは議案第55号の補足説明をさせていただきたいと思います。

国の進めておりますGIGAスクール構想により一人一台の端末を整備してICT教育の基盤整備を行うものであります。小・中学校の全児童生徒に端末の購入を予定しております。なお、本件は小学校のみ163台の端末購入の案件であります。なお、中学校の端末72台の購入の案件については、予定価格700万円以下でありましたので、議決事項に当たらないので今回の議会への上程は行っておりません。

説明資料として、事業概要等を記載した資料、入札結果報告書、物品購入契約書の写しを添付しております。

なお、詳細については、委員会で説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第55号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第55号は、総務常任委員会に付託します。

---

○ 議長（平良嗣男） 委員会審査のため休憩します。

（午前10時29分）

---

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時55分）

#### ◎日程の追加

○ 議長（平良嗣男） ただいま総務常任委員会委員長から、先ほど付託しました議案第51号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第52号 財産の取得について（沖縄観光防災力強化支援事業（観光防災備蓄倉庫等））、議案第53号 財産の取得について（大宜味中学校マイクロバス購入）、議案第54号 財産の取得について（大宜味中学校中型バス購入）及び議案第55号 財産の取得について（大宜味小学校端末購入）の委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第51号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第52号 財産の取得について（沖縄観光防災力強化支援事業（観光防災備蓄倉庫等））、議案第53号 財産の取得について（大宜味中学校マイクロバス購入）、議案第54号 財産の取得について（大宜味中学校中型

バス購入)及び議案第55号 財産の取得について(大宜味小学校端末購入)を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4及び追加日程第5として一括議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第51号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第52号 財産の取得について(沖縄観光防災力強化支援事業(観光防災備蓄倉庫等))、議案第53号 財産の取得について(大宜味中学校マイクロバス購入)、議案第54号 財産の取得について(大宜味中学校中型バス購入)及び議案第55号 財産の取得について(大宜味小学校端末購入)を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4及び追加日程第5として一括議題とすることに決定しました。

---

#### ◎議案第51号～議案第55号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 追加日程第1 議案第51号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、追加日程第2 議案第52号 財産の取得について(沖縄観光防災力強化支援事業(観光防災備蓄倉庫等))、追加日程第3 議案第53号 財産の取得について(大宜味中学校マイクロバス購入)、追加日程第4 議案第54号 財産の取得について(大宜味中学校中型バス購入)及び追加日程第5 議案第55号 財産の取得について(大宜味小学校端末購入)を一括議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 175 号

令和2年10月30日

大宜味村議会議長 平良 嗣男 殿

総務常任委員会

委員長 安 里 重 和

#### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第51号	大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第52号	財産の取得について(沖縄観光防災力強化支援事業(観光防災備蓄倉庫等))	可 決 全会一致

事件の番号	件名	審査の結果
議案第53号	財産の取得について（大宜味中学校マイクロバス購入）	可決 全会一致
議案第54号	財産の取得について（大宜味中学校中型バス購入）	可決 全会一致
議案第55号	財産の取得について（大宜味小学校端末購入）	可決 全会一致

（安里重和総務常任委員会委員長 登壇）

○ 総務常任委員会委員長（安里重和） ただいま議題となりました議案第51号から議案第54号及び議案55号について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長、企画観光課長兼プロジェクト推進室長及び教育課長の出席を求め、本日午前10時30分からの審査予定を10分繰り下げて午前10時40分から審査をいたしました。

はじめに議案第51号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明します。

本案は、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する場合に、当該作業の危険性等を考慮し、国家公務員の取扱いに準じて特殊勤務手当を支給することとするなど所要の改正を行う必要があるため、条例の一部改正となっております。

本条例第11条の4関係の別表第4に手当の種類として「新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当」を加え、支給される職員の範囲は「新型コロナウイルス感染症から村民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る規則で定める作業に従事した職員」とし、支給額は「日額4,000円を超えない範囲内において規則で定める額」となっております。

施行期日は公布の日からとなっております。

次に、議案第52号 財産の取得について（沖縄観光防災力強化支援事業（観光防災備蓄倉庫等））について説明します。

目的としては、現在進行しているエコツーリズムの推進及び世界自然遺産登録後の観光客の増加も予想し、安全・安心を確保するため、防災力強化を図る必要があることから、備蓄倉庫等を整備し、観光振興防災対応に資することを目的としたものであります。

購入内容については、議案説明書の11ページから20ページの沖縄県観光防災力強化支援事業仕様書をご参照ください。

契約金額は金989万5,600円。契約の相手は、住所 那覇市宇栄原3-16-53、商号 鈴繁工業 沖縄営業所、氏名 代表者 向島宏典。履行期限は令和3年3月5日となっております。

次に、議案第53号 財産の取得について（大宜味中学校マイクロバス購入）について説明します。

目的としては、新型コロナの対策として、新たにマイクロバスを配置し、3密対策を行うことの購入であります。

契約金額は金661万450円。契約の相手は、住所 名護市伊差川23番地の1、商号 沖縄ふそう自動車株式会社 北部営業所、氏名 北部営業所所長 比嘉太司。履行期限は令和3年3月19日となっております。

次に、議案第54号 財産の取得について（大宜味中学校中型バス購入）について説明します。

目的としては、中学校に配置されている中型バスについて、購入から14年が経過しており、劣化状況が著しいための購入であります。

契約金額は金1,340万円。契約の相手は、住所 豊見城市豊崎3番88、商号 いすゞ自動車九州株式会社 沖縄支社、氏名 支社長 伊佐常義。履行期限は令和3年3月19日となっております。

次に、議案第55号 財産の取得について（大宜味小学校端末購入）について説明します。

目的としては、国のGIGAスクール構想により一人一台の端末整備が必要となることから、今回全児童生徒分の端末（163台）の購入を行い、ICT教育の基盤整備を行うためであります。

契約金額は金746万3,500円。契約の相手は、住所 那覇市安謝638番地、商号 株式会社 興洋電子、氏名 代表取締役 多良間洋二。履行期限は令和3年3月19日となっております。

議案第51号から議案第54号及び議案第55号の5件について、質疑、討論はなく、いずれも全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第51号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第51号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第51号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第52号 財産の取得について（沖縄観光防災力強化支援事業（観光防災備蓄倉庫等））の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第52号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号 財産の取得について（沖縄観光防災力強化支援事業（観光防災備蓄倉庫等））を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。



(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第52号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第53号 財産の取得について(大宜味中学校マイクロバス購入)の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第53号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号 財産の取得について(大宜味中学校マイクロバス購入)を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第53号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第54号 財産の取得について(大宜味中学校中型バス購入)の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第54号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号 財産の取得について(大宜味中学校中型バス購入)を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第54号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第55号 財産の取得について(大宜味小学校端末購入)の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第55号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号 財産の取得について(大宜味小学校端末購入)を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起

立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第55号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

○ 議長(平良嗣男) お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○ 議長(平良嗣男) これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第7回大宜味村議会臨時会を閉会します。

大変御苦労さまでした。

(午後 0時12分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員